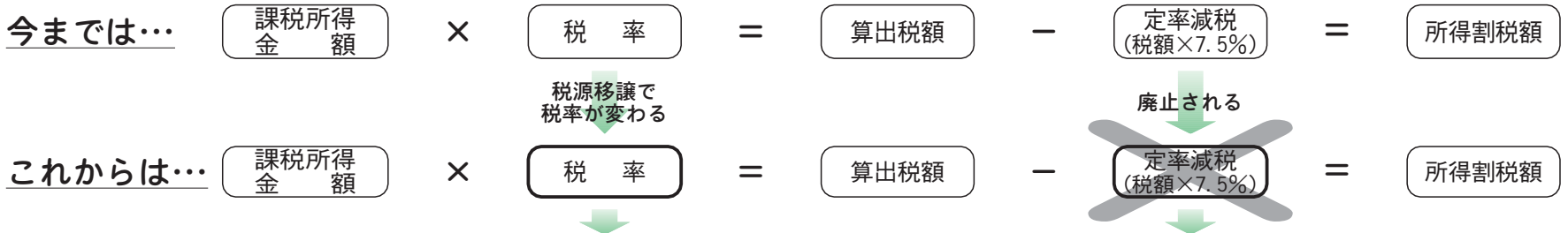


税源移譲・定率減税の廃止等により

平成19年度の住民税が変わりました!

昨年から、広報ふっさ・市税だより・町会回覧などでお知らせしてきましたが、ここで平成19年度市・都民税納税通知書をお送りするにあたり、改めてお知らせします。市民の皆様のご理解をお願いします。 問合せ市民税係



この改正によって、平成19年度の住民税が大幅に変わります。

例えば…

(1) 夫婦と子ども2人・給与収入500万円の方の場合 約1.9倍

※妻は一般配偶者に該当
※子どものうち1人が特定扶養家族に該当
※一定の社会保険料(10%相当)を控除

①税源移譲で59,500円増(所得税59,500円減)
②定率減税の廃止で5,700円の増

平成18年度税額は **74,300円** → 平成19年度税額は **139,500円**

(2) 独身・給与収入500万円の方の場合 約1.7倍

※一定の社会保険料(10%相当)を控除

①税源移譲で97,500円増(所得税97,500円減)
②定率減税の廃止で12,300円の増

平成18年度税額は **154,700円** → 平成19年度税額は **264,500円**

(3) 70歳夫婦・年金収入240万円の方の場合 約3.3倍

※妻は老人配偶者に該当
※社会保険料(72,000円と仮定)を控除

①税源移譲で13,400円増(所得税13,400円減)
②定率減税の廃止で1,600円の増
③高齢者特例で2,800円の増

※平成17年1月1日現在で65歳に達していた方(昭和15年1月2日以前生まれ)で合計所得金額が125万円以下の場合に適用されます。

平成18年度税額は **7,600円** → 平成19年度税額は **25,400円**

(4) 70歳独身・年金収入240万円の方の場合 約4倍

※社会保険料(72,000円と仮定)を控除

①税源移譲で37,400円増(所得税37,400円減)
②定率減税の廃止で3,000円の増
③高齢者特例で200円の増

※高齢者特例については、事例(3)と同じ

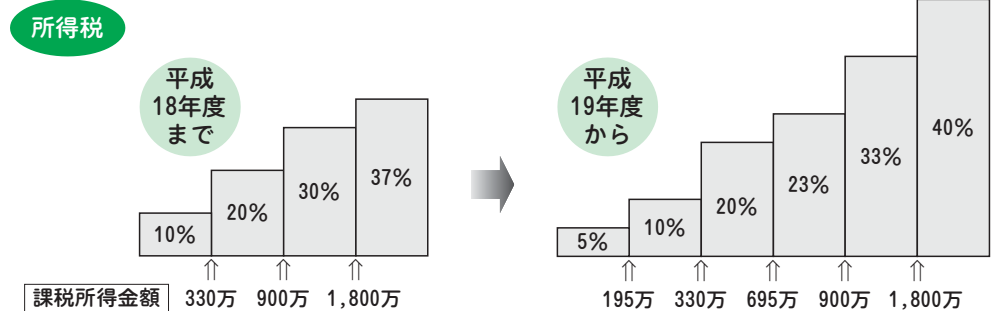
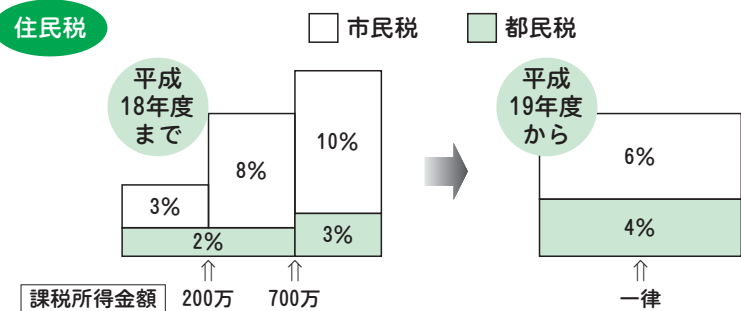
平成18年度税額は **13,500円** → 平成19年度税額は **54,100円**

※上記の例は、あくまで概算です。所得や控除の状況によって異なりますので、ご了承ください。

平成19年度 住民税の主な改正点について

「地方ができることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革、地方団体(区市町村)が自主的に財源の確保を行い、住民にとって必要な行政サービスを地方団体の責任で、より効果的に行えるよう、国税から地方税へ、税そのものの形で税源移譲することになりました。これに伴い、地方税法・市税条例の一部が改正されましたので、主な改正内容をお知らせします。

●住民税(市・都民税)、所得税(国税)の税率が変わりました



※住民税の税率が上がった分、所得税の税率を下げ調整しています。

課税所得金額とは? 皆さんの給与や収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とは、この「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの諸控除を差し引いた残りの金額のことです。

●税源移譲の実施時期について

市・都民税については、平成19年度から増額となります。所得税については、下表のとおりです。

所得種別	所得税の減額時期
給与所得者(所得税の天引きあり)の方	平成19年1月分給与から減額されています。
年金受給者(所得税の天引きあり)の方	平成19年2月分年金から減額されています。
給与所得者または年金受給者(所得税の天引きなし)・個人事業主の方など	所得税が課税の場合、平成20年分確定申告で減額となります。

●住民税(市・都民税)、所得税(国税)の定率減税が廃止されました

景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税が、下記のとおり廃止となります。

区分	平成18年度(分)	平成19年度(分)
住民税	所得割の7.5%を控除(2万円を限度)	廃止
所得税	所得税から10%を控除(12.5万円を限度)	廃止

※実際には、この定率減税の廃止分が住民税・所得税の税負担の増となります。

納期内納税にご協力を

今月は平成19年度の市・都民税(第1期)の納期です。納期内のお支払いが困難な場合など、お早めにご相談ください。

◆便利な口座振替をご利用ください

納め忘れのないよう口座振替のご利用をおすすめします。納税通知書に同封の口座振替依頼書でお申し込みください。依頼書は市内の金融機関、市役所窓口でもお配りしています。(申し込み時期によっては2期分以降からの振替になります。)

◆口座振替を利用されている方へ

指定の預金口座から7月2日(月)に自動的に振替えますので残高不足にならないようご注意ください。また、納税通知書に指定の振替口座が記載されておりますので、ご確認ください。

◆納め忘れはありませんか

- ・固定資産税・都市計画税第1期(納期限5月31日)
- ・軽自動車税全期(納期限5月31日)

問合せ収納課収納係